

「（略称）東郷町ハラスメント防止条例」が可決

○議長コメント

条例を制定できたことに安堵している。条例策定に時間がかかった理由は、直接の当事者として、残念な経験をしたことを踏まえての条例の制定であり、慎重に進めた結果である。

大事なポイントは2点。

1点目は、議員発議である点。それはハラスメント事案を受けて、新たに誕生した町長から、住民の代表である議会から出してほしいという思いをうけて議会から発議した点である。また、行政当局の協力やサポートをしっかりとって作り得たことは、ハラスメントに取り組む行政と議会の二人三脚で制定したという自負がある。

2点目は、ハラスメント「防止」だけでなく、「防止及び排除」という表現を使った点。すでにハラスメントが起こった地域として、我々はこれから絶対に起こさないことに留まらず、今起こっていることがあれば撲滅していかなければならないという思いから排除という言葉が入っている点は他の自治体とは少し違う点と認識している。

■問合せ

議会事務局 ☎0561-56-0754